

該当頁	該当箇所	質問	回答
1.1-2	12行目 (2)あらかじめ～対象となる。	新たに昇降機を設置する場合や着床階を増やす場合は、増築の可能性があり、その際には、既存遮及の考えが変わるのではないのでしょうか。	過去の経緯について記載したものである。なお、詳細は、特定行政庁と協議されたい。
1.2-4 上から7 行目	建築基準法施行令第112条(防火区画)第14項の解説「小荷物専用昇降機の戸が防火設備としてみなされる」について	「戸をエレ協標準に定める構造とし・・・戸当たり部分を・・・すれば、・・・平12建告第1360号による遮炎・遮煙性能を有する防火設備とみなされる。」とありますが、平12建告第1369号の特定防火設備に見ることは出来ませんか。また、この取扱は大臣認定(遮煙性能)の取得なしで認めてよろしいか。	平12建告第1369号では特定防火設備として鉄板厚を1.5mm以上と規定している。記載の0.8mm以上の鋼板製の構造の場合は、平12建告第1369号の要件を満たしていないので、特定防火設備に該当しない。
1.2-9	(5)自動車運搬用エレベーター 枠内記述 注)建物の用途が変わる場合、エレベーターの用途について見直す必要がある。	建物用途変更の場合、用途上不要となるエレベーターは撤去する必要がありますか。	撤去することが望ましい。
1.2-20	令第129条の5第2項の解説 (2)寝台用エレベーター	(2)寝台用エレベーターにおいて、「病院等のようにストレッチャーの利用が一般的な建物では、乗用又は人荷用エレベーターの併設を原則とする。」と記載されているが、2002年版の解説並びに質疑応答集では、乗用エレベーターの併設は義務づけることはない。と記載されています。どちらの解説が正しいのでしょうか。	病院の規模等を勘案して、計画されたい。
1.2-26	4行目 四出入口の床先とかごの床先との水平距離は4cm以下とし	第1号で「出入口は非常口を含む」とあることから、非常口の床先とかごの床先も4cm以下としなければならないのでしょうか。	従来どおりである。
1.2-29	下から7行目 かごの床先～とすることが必要である。	フェッシャープレート等を設ける場合、それらに告示1454号第二号の強度は必要でしょうか。	平20国告第1454号の規定は昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれがない壁又は囲い等を対象に規定しており、フェッシャープレートに対して平20国告第1454号第二号の適用はない。
1.2-37 ～ 1.2-42	令第129条の10 第3項第一号 戸開走行保護装置の構造とその解説	戸開走行保護装置(UCMP)は、令第129条の10 第4項の規定により、大臣認定を取得する必要があると解説されていますが、改正施行日以降も認定を取得出来ない製造者も有るとの情報も聞いています。UCMPについては経過措置の記述が見受けられませんが、改正後の規定の適用を受けるエレベーターについては、UCMPの大臣認定を取得していない場合は確認の申請が行えない、あるいは申請がされても確認検査機関は受け付け出来ないことになるのでしょうか。	令第129条の11の適用の除外に該当する場合、人が乗らないエレベーターである場合以外は戸開走行保護装置の設置が義務付けられているので、確認申請の受付はできない。
1.2-38 及び 1.2-41 から 1.2-42	令第129条の10第3項第四号イ	「乗用エレベーターまたは寝台用エレベーターに積載荷重に1.1を乗じた数値を超えた荷重が作用した場合に警報を発生し、戸の閉鎖を自動的に静止する装置を設けなければならない」とありますが、この乗用エレベーターには人荷共用エレベーターは含まれますか。	含まれる。(1.2-9ページを参照のこと)
1.2-39	令第129条の10 第3項第一号 (戸開走行保護装置)	戸開走行保護装置(UCMP)に関する規定は、制御盤取替(制御リフレッシュ工事)や巻上機の取替を行う場合も適用されるのでしょうか。	改正内容は既存昇降機に適用しない。ただし、現行法に適合させることが望ましい。
1.2-42	下から14行目 (2)令第129条の8第2項第二号、～該当するものである。	1)から3)の条件があれば、なぜUCMPが不要ですか。	一般の利用者の利用が想定されていない、倉庫及び工場に設置されている荷物用エレベーターについては安全上支障がないと考えられる。
1.2-42	令第129条の11適用の除外	荷物用エレベーターで、ページ1.2-42の要件が満たされなければ、戸開走行保護装置の取り付けが必要になるのでしょうか。	戸開走行保護装置の設置が必要である。
1.2-43	下から14行目以下(3)令第129条の10第3項第二号(地震時等管制運転装置・・・人が乗らないで使用する場合に限り設置しなくても良い。	昇降行程7m以下の乗用・寝台用エレベーターは告示第1413号第1第四号の規定により地震時等管制運転装置の義務づけは無いが、荷扱い者が乗る荷物用エレベーターで昇降行程7m以下の場合は地震時等管制運転装置の設置が必要ですか。	荷扱い者が乗る荷物用エレベーターは昇降行程7m以下の場合でも地震時等管制運転装置の設置は必要である。

該当頁	該当箇所	質問	回答
1.3-1	(注)第七号、第八号には、第三号の機械室なしエレベーターは適用できない。	今回追記された左記条項により従来のかご天井・側壁・扉の無い自動車用エレベーターは設置不可となりました。自動車運搬用エレベーターで、かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部又は一部を有すれば機械室なしエレベーターは設置可能と考えてよいですか。	かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部を有すれば、機械室なし自動車用エレベーターで設置できる。
1.3-6	告示本文 へ ……保守点検を安全に行うことができるように次に掲げる装置を設け、…	次に掲げる装置として、(1)、(2)、(3)が書かれています。改正前の令に基く、JEAS-A1001 エレベーター設計書(ロープ式エレベーター)の1頁の該当箇所には、ピット下部挟まれ防止装置、ピット安全距離確保スイッチについて、有無の選択と、無の場合は、対策を記載する事になっています。改正後の考え方も同じで、無しの場合は対策を記述すればいいでしょうか。	ただし書きの条件以外は、設置が必要である。
1.3-82	下から5行目以下 及び次ページ図	条文は「係合」部分は、7mm以上となっていますが、1.3-83の図Aの様に7mm以上接触している必要がありますか。解釈の記載は「ラッチ部分が7mm以上掛かっていればよい」となっていますが、例えば片側がフックの形状で重なりは7mm以上あるが先端しか接触が無い場合は「係合」ではないので不可となりますか。	図一(H20国告1447)ー1の施錠された状態(A)であればよい。
1.3-83	第五号	出入口の戸は空隙のないものであることとありますが、戸開放の鍵穴も空隙に該当しこの条文が適用されるのか。	開錠するのに必要な鍵穴部分は該当しない。
1.3-83	第六号	昇降路の出入口の戸は、引き戸とすることとありますが、ピット点検口もこの条文が適用されるのか。	ピット点検口には第九号を適用する。
1.3-83	10行目 昇降路は、～壁又は囲いで囲むものであること。	昇降路に換気用の換気口がある場合は、どのように考えればよいでしょうか。	平12建告第1413号第1第3号イの規定のとおりである。 また、寒冷地などで昇降路内が温度上昇するおそれがないことが確かめられた場合には昇降路に換気設備を設けなくてもよい。
1.3-83	下から17行目 ただし、昇降路～有するものとすることができる。	「昇降路の出入口の戸(床面からの高さが1.1mを超える部分に限る)」とは、「1.1mを超える部分のみガラスの使用が可能で、1.1m以下の部分はガラスの使用が不可」ということなのでしょう。「1.1mを超える部分のみ網入りガラスの使用が可能で、1.1m以下の部分は合わせガラスのみ使用できる」ということなのでしょう。	1.1mを超える部分に限って例えば防犯窓(200mm×700mm)に網入りガラス又はこれと同等以上の遮煙性能を有するものが使用できることを示している。 その他の部分は、合わせガラス又はこれと同等の飛散防止性能を有するものとする必要がある。
1.3-83	告示本文 二 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、…	三方枠の天井部分、幕板部分などの、出入口高さ以上の部分についても、適用されますか。また、三方枠組込み式の制御盤や、昇降路壁組込み式の盤や表示パネル等にも適用されますか。	三方枠の天井部分、幕板部分などの出入口高さ以上の部分、三方枠組込み式の制御盤、又は昇降路壁組込み式の盤にも適用される。ただし、表示パネルには適用されない。
1.3-84	第一号ハ 煙感知器点検口ドアスイッチ	一般的にサイズの小さい煙感知器点検口でも、点検口ドアスイッチは取付ける必要があるのでしょうか。点検口のサイズによる規定はないのでしょうか。	点検口には点検口の大小にかかわらずスイッチ取付の必要がある。
1.3-84	告示本文 十一 自動的に閉鎖する構造の引き戸…出入口の1/3が閉じられるまでの間は、この限りでない。	「出入口の1/3が閉じられるまでの間」は、<完全に開いた状態から1/3が閉じられる間>なのか、<完全に閉じた状態になるまでの1/3の間>か、どちらでしょうか。	「出入口の1/3が閉じられるまでの間」とは、完全に開いた状態から1/3が閉じられるまでである。
1.3-84	平20国告第1454号第一号ハ点検口のスイッチと錠に関する解説 「動力線引き込み口や… ～…停止すること。」	煙感知器の点検口は、ネジで固定されるものが一般的です。ネジは容易に開閉できるものではないことから、本解説に記載されている錠の一種と認められますか。	ネジは工具を持ってこなければ緩めることが出来ないこと、設置場所が容易には一般の人が近づけないこと等から、煙感知器の点検口に使用できる。 ただし、蝶ネジなどは使用できない。
1.3-85	5行目 大型防犯窓など～用いてもよい。	告示本文では、戸に設けるガラスは遮炎性能を考慮し網入りガラス等でよい、と記載してありますが、解説では網入り合わせガラスとある。合わせなしの網入りガラスのみでは不可でしょうか。	大型防犯窓など、200mm×700mmより大きい窓に網入りガラスを用いる必要がある場合の対応方法の一例を示したものである。
1.3-85	平20国告第1454号第七号、八号	乗場戸と三方枠とのすき間規定がされていますが、本告示は挟まれ防止の観点から規定されているものと推測し、防火設備としての乗場戸はエレ協標準(JEAS-207)に定める構造とすることの解釈で良いでしょうか。	防火設備としての乗場戸でも本告示を満たさなければならない。

該当頁	該当箇所	質問	回答
1.3-85 1.3-93	第十一号の解説および第2第八号の解説	かご側のみの扉に単光軸の光電管を上下2条取り付けたいものは、「非接触型センサー」に該当しますか。	かご側のみの扉に単光軸の光電管を1条又は上下2条取り付け付けた場合は非接触型センサーに該当しない。
1.3-80.81 1.3-85 ~88 1.3-93 ~96	図-(H20国告1446)-1~6 図-(H20国告1454)-3~11 図-(H20国告1455)-5~13	平面図において、枠と戸、若しくは戸と戸の重なりは不要と考えてよいのでしょうか。	枠と戸、若しくは戸と戸の重なりの規定は設けていない。
1.3-87 ~88	図-(H20国告1454)-8~10の側面図	図-(H20国告1454)-8~10の側面図の第八号口の9.5mm以下は、戸本体からでしょうか。	戸本体からの寸法である。
1.3-89 1.3-91	枠内記述 八 かごの床面で50ルクス(乗用エレベーターおよび寝台用エレベーター以外の…… 第1第八号《設計上の留意事項》	主操作盤前の床面照度が50ルクス以上あれば、その他の部分では50ルクス以下としてよろしいでしょうか。	かご床全面で50ルクス以上であることが必要である。
1.3-95	図-(H20国告1455)-10~12の側面図	図-(H20国告1455)-10~12の側面図の第八号口の9.5mm以下は、戸本体ではない部品が書かれていますが、何を表していますか。 また、戸本体の下端に、保護材やテープスイッチ等がつく場合は、どのように取り扱われますか。	図に記載の戸本体ではない部品は、かご側のセーフティシューである。 保護材やテープスイッチ等がつく場合は、材質は少なくとも難燃材料であることが必要である。
1.3-98	16行目 索が回り込まないように~緊結すること。	立柱に緊結とあるが、それ以外の壁や中間ビーム等ではダメなのでしょうか。	中間ビームは壁間をつなぐ横架材であり、また壁自体は全面にわたって壁間をつないでいるので、主索その他の索が引っ掛かるおそれがない。横架材に引っ掛かるおそれのある場合は、横架材の端部を立柱に緊結すること。
1.3-102	8行目 一定以上の時間が必要な場合は~	①一定以上の時間とは、具体的に何時間か。 ②確認申請時において、地震時等管制運転装置は、設計書への記載のみでよろしいでしょうか。	①第2第三号口の解説を参照されたい。 ②設計書への記載でよい。
1.3-103	6行目 地震以外の原因~必要である。	建物周囲の環境により震動が避けられない場合、誤動作を避けるため0.1m/s ² の設定値を変更することは可能ですか。	建築物の基礎部に生じる0.1m/s ² 以上の加速度を検知できる感知器を適切な位置に誤動作を避けるように設置することが必要である。
1.3-103	下から21行目 自動的に、最も短い~安全に停止させ	従来からの考え方であった、かごとおもりが離れる方向という考えはなくなったのでしょうか。	運転方向に関わらず、安全に停止させることができる最も短い昇降距離でかごを停止することとした。
1.3-103	四 地震時等管制運転は、予備電源を設けること。	地震時管制運転装置と停電時自動着床装置が設置されている場合は、停電時自動着床装置を優先的に動作すれば良いのでしょうか。	地震時管制運転中に停電になった場合、かごは一旦停止するが、その後地震時管制運転、自家発運転装置又は停電時自動着床運転装置などで最寄階に走行すること。
1.3-103	四 地震時等管制運転は、予備電源を設けること。	既存エレベーターに地震時等管制運転装置を追加取付する時もこの法令は適用するのでしょうか？	改正内容は既存昇降機に適用しない。ただし、現行法に適合させることが望ましい。
1.3-103	四 地震時等管制運転は、予備電源を設けること。	制御盤取替等(リフレッシュ工事)もこの法令は適用するのでしょうか？	改正内容は既存昇降機に適用しない。ただし、現行法に適合させることが望ましい。
1.3-105	第2第四号 地震時管制運転装置の予備電源について	予備電源の容量について、昇降機の確認申請時に審査する必要がありますか。ある場合、どのように確認したらよろしいですか。	エレベーター設計書で予備電源の有・無と種類(停電時自動着床装置・自家発)の確認をすること。また、予備電源が停電時自動着床装置の場合は容量確認は必要ない。自家発の場合は予備電源の容量を確認すること。
1.3-107 ~108	平21国告第703号第一号、二号	緊結、固定はボルトの指示がありますが、溶接はどのように取り扱われますか。	平21国告第703号で規定した範囲では、溶接を認めていない。 図-(H21国告703)-1を参照のこと。
1.3-107 ~109	平21国告第703号第四号	制御盤の筐体は、SS400等と同等以外の鋼板で作られていますが、これを直接設置する場合、この号の適用は、どのようにされるのでしょうか。	本号は支持台及び形鋼等の規定であり、制御盤の筐体材料には適用されない。

該当頁	該当箇所	質問	回答
2.2-28	表一(令146)-1 既存昇降機の改修工事を行う場合の確認申請手続き	昇降機の改修でかごの枠組みは残し、かご室の壁面パネル・床・天井・戸・操作盤・照明・換気設備等の取替えを行う場合は、令第146条表一(1)2)には該当しないので、確認申請は不要と考えて構わないか。	イエローブックの2.2-28ページの「設計上留意事項」による。なお、正誤表(10年3月26日版)についても参照されたい。なお、床板すべてを改修する場合は、強度検証法やかご自重に影響するため、原則として、確認申請として取扱うこと。
2.2-28	既存昇降機の改修工事を行う場合の確認申請手続き	既存の昇降機に、今回改正のあった安全装置を取り付ける改修を行う場合は、確認申請手続きが必要になりますか？	イエローブックの2.2-28ページの「設計上留意事項」による。なお、正誤表(10年3月26日版)についても参照されたい。
2.2-28	3行目(1)小規模な増築の場合は～こと。	増築の際の取扱いは第86条の7により定められており、小規模云々は関係ないのではないか？	正誤表(10年3月26日版)についても参照されたい。
2.2-28	(2)昇降機等の確認申請の「設計上の留意事項」の内容より	制御方式の変更(巻上機を取替を含む)で昇降機の戸や三方枠を取り替えない改修工事(リニューアル)は、新安全基準を適用しなくて良いか。	イエローブックの2.2-28ページの「設計上留意事項」による。なお、正誤表(10年3月26日版)についても参照されたい。
2.2-28	(2)昇降機等の確認申請の「設計上の留意事項」の内容より	昇降機の確認申請が不要な場合は新安全基準を対応せず既存不適格として取り扱って良いか。	イエローブックの2.2-28ページの「設計上留意事項」による。なお、正誤表(10年3月26日版)についても参照されたい。
2.2-28	表-(令146)-1 既存昇降機の改修工事を行う場合の確認申請手続き (1)既設エレベーターの改修	今後改修工事を行う場合にはこの表が適用されると考えてよいですか。	イエローブックの2.2-28ページの「設計上留意事項」による。なお、正誤表(10年3月26日版)についても参照されたい。
2.2-28	表一(令146)-1	既設エレベーターの改修工事で、カゴを残す場合(制御機器及び巻上機の交換のみの場合)は(2)のエレベーターを全部取り換えるときに当てはまらないのでしょうか？	正誤表(10年3月26日版)による。
2.2-31	保守点検の内容について	施行日(9月28日)以降に昇降機の確認を申請した場合には全て「保守点検の内容」の添付が必要ですか。	「保守点検の内容」の添付が必要なのは9月28日以降に申請する改正後の法令が適用されるエレベーター及びエスカレーターである。
2.2-34	14行目 平成20年令改正で～参照されたい。	戸開走行保護装置の寿命判定には、なぜ、経年変化の監視が必要なのでしょう。	寿命判定は、取換基準値に従って変動しないものは変動していないこと、変動するものは定期的な変動の状況と前回からの変動値から次回までの間に閾値を超えるか否かなどを見て判定するためである。
2.2-34	「設計上の留意事項」に記載の完了検査について	2.2-34の設計上の留意事項の「検査済証に加えて完了検査結果を所有者に配布することが望まれる」について、明確な説明をお願いします。	定期報告制度を円滑に行うため、エレベーターの施工者は、構造方法の認定を取ったもので検査方法を別に定められているもののうち年次変化が考えられるブレーキの制動力の数値等が必要とされているものについては所有者等に報告することである。
2.2-34	「設計上の留意事項」に記載の完了検査について	戸開走行保護装置の完了検査はどのような検査をするのでしょうか。	大臣認定を取得した時に規定された内容を照合すること。なお、法第68条の26(構造方法等の認定)に関する検査方法については平成12年6月1日第682号及び平成19年9月25日第2327号の技術的助言を参考にされたい。
3.3-18	平成20年12月19日 国土交通省告示第1494号滑節構造…この告示は、平成21年9月28日から施行する。	改正の施行日前に建築工事着手した新築建築物に設置するエレベーターについては、旧法適用でいいでしょうか。	旧法適用でよい。なお、詳細は、特定行政庁と協議されたい。
その他	全般	平成20年9月改正に伴い、「地震時等管制運転装置の設置」および「戸開走行保護装置の設置の義務付け」とありますが、これは既設昇降機にも設置義務付けはあるのでしょうか？	改正内容は既存昇降機に適用しない。ただし、現行法に適合させることが望ましい。
全体	耐震関係の施行令並びに関係告示	耐震関連は、分冊「昇降機耐震設計・施工指針 2009年版」を準拠することでよいですか。	改正施行令及び関係告示は9月28日以降、遵守すること。